

B-02e. 窓口業務委託

1 総則

- (1) 石巻市は、窓口業務の一部を民間企業へ委託するので、公権力の行使についての誤りや委託先による偽装請負を起こさない仕組みを業務システムに実装すること。
- (2) 本書において、石巻市を「市」、業務を委託する企業を「委託先」という。

2 窓口委託の要件

- (1) 別途指定する事務処理が、異なる役割を持つユーザを経由して処理を完了するよう多段化すること。
- (2) 業務システムの利用者ユーザは、「02. 要件定義書」に記述しているものの他に「入力及び帳票の印刷ができる権限」も利用できること。

(参考)

ユーザ権限	更新及び帳票の出力ができる権限	入力及び帳票の印刷ができる権限	参照及び帳票の出力ができる権限	参照のみできる権限
検索と照会	○	○	○	○
証明書等の印刷	○	○	○	×
異動の入力	○	○	×	×
異動の確定	○	×	×	×

- (3) 本書において、入力及び帳票の印刷ができる権限を持つユーザを「入力ユーザ」という。
- (4) 入力ユーザは、委託先が使用するものとし、公権力を行使できない。
- (5) 入力ユーザは、届等の内容を業務システムに入力し、その内容を決定ユーザへ回付すること。
- (6) 入力ユーザは、住民基本台帳の異動を確定することはできない。
- (7) 入力ユーザは、住民票や証明書等の印刷及び印鑑登録の異動を確定できること。
- (8) 入力ユーザの印鑑登録の異動の確定によって印鑑登録台帳の内容が更新されること。
- (9) 本書において、更新及び帳票の出力ができる権限を持つユーザを「決定ユーザ」という。
- (10) 決定ユーザは市が使用するものとし、公権力を行使する。
- (11) 決定ユーザは、入力ユーザから回付された届の内容を審査し異動を確定すること。この確定によって住民基本台帳の内容が更新されること。
- (12) 決定ユーザが入力ユーザから回付された内容に間違いを見つけたときは、その届等の内容を入力した入力ユーザに差し戻すこととし、差し戻された入力ユーザは、入力の内容を修正のうえ再び回付できること。
- (13) 決定ユーザは、市の職員がその役割を輪番するので、入力ユーザが回付する先は特定のユーザであってはならない。
- (14) ある部署に所属する入力ユーザが回付する先の決定ユーザは、同一部署に所属するユーザに限定するか回付先の部署を任意に選択できること。

3 委託先へ委託する手続き

- (1) 本項に示さない手続きは委託の対象事務ではないので入力ユーザに操作権限を与えないこと。

(2) 以下は、委託先が検索し証明書等印刷する手続きとし入力ユーザが印刷できること。

住民票交付

住民票除票交付

住民票(改正原)交付

住民票記載事項証明

住民票コード再通知交付

転出証明書再交付

転出証明書に準ずる証明書再交付

印鑑登録証明交付

印鑑登録申請

印鑑登録廃止届

印鑑登録証・登録印鑑亡失届

印鑑登録証交換申請

印鑑登録証引換交付申請

(3) 以下は、委託先が届等の内容を入力し市へ回付し、市が審査のうえ処理を決定する手続きとし、入力ユーザによる入力と回付、決定ユーザによる確定を経過すること。

転入届

転居届

転出届

世帯主変更届

世帯合併届

世帯分離届

住所設定届

転出取消し届

ふりがな修正届

かな併記届

印鑑登録証明書発行停止受付票

印鑑登録証明書発行停止解除申請書